

<b>Title</b>	図書寮一切経の変遷
<b>Author</b>	栄原, 永遠男
<b>Citation</b>	人文研究. 48 卷 12 号, p.83-102.
<b>Issue Date</b>	1996
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学文学部
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University Repository

## 図書寮一切経の変遷

栄原 永遠男

### 一 はじめに

図書寮所属の経巻は、光明皇后発願の一切経、五月一日経の勘経のテキストとして使用されたことによって注目される<sup>①</sup>。しかし、これらの経巻は、五月一日経だけでなく、景雲経の勘経テキストとしても使用された<sup>②</sup>。図書寮所属の経巻は、奈良時代写経史に屹立する二大一切経の、精度と権威を高めるために使用されるという重要な役割をはたしたのである。それにもかかわらず、これを正面からとりあげた研究は、いまだ存在しない。

本稿は、全貌がまったく明らかでない図書寮所属の経巻の実態を解明し、上記の勘経にはたした役割を考えることを目的とする。なお、本稿は、後述する別稿と密接な関係をもって執筆されているので、参照されたい。

二 図書寮一切経

一般に図書寮所属の経卷は「図書寮経」（以下、寮経）と呼ばれた、とされている。しかし、それとは別に、図書寮には「図書寮一切経」（以下、寮一切経）という経卷群も存在した。この事実は、これまでまったく指摘されることがないが、つぎの四点の史料によって証することができる。なお、以下の記号を用いる。◇∥合点、▽∥圈点、※∥朱書。

①「所々経勘檢注文」(二五—一九三—四、続々修二—六裏?)<sup>3)</sup>

檢欠 ◇寮一切経内 一卷 又一内 又寮一 又二卷 寮一之内小乗律  
乘

◇先内云阿弥陀経二卷◇今入寮一

◇寮経勘出一部一卷

◇可加内堂四卷 ◇又内堂可除一卷小乗経

◇可加内堂三卷賢聖集 ◇可加寮一部四卷◇小乗賢聖集者

◇可除寮一切経一部四卷小乗賢聖集者

◇可除寮小乗経疏二卷 ◇可除寮一部一卷小乗律者

◇可加一切経一部一卷小乗律者

◇可除内堂一部一卷小乗経者 可加寮一部一卷小乗経者

◇可除寮一部一卷大乘經 ◇可加一切經一部一卷大乘經

②「奉写經所本經疏奉請帳」(一六一四二七、八、続々修一七一七裏23)天平宝字七年(七六三)二月二十九日の項  
合經疏卅五卷

◇楞伽經一部十卷※「内裏」 ◇又一部四卷※「図書寮一切經内」

◇又一部七卷注※「坤宮一切經内」 ◇又楞伽經抄九卷无名有印※「寮經内」

◇又疏一部八卷杜行階※「寮經内有印」

(中略)

右、依政所判、且令請如件、

七年十二月廿九日行上馬養

(下略)

③神護景雲二年(七六八)閏六月三日「造東大寺司移案」(一七一八八、九〇、続々修一七一七九)

造東大寺司移奉写一切經司

※「可」※「卅」  
合經論疏八十一卷帙四枚 牙籤一枚

(中略)

最勝王經六十卷「以景雲二年八月十二日返五部」(異筆)

(中略)

▽◇一部図書寮一切經内黄紙及表綺帶朱軸有印

※「可」※▽一部所請嶋寮經内黄紙及表綺帶紫檀軸

図書寮一切經の変遷

(中略)

右、依今月二日移文、隋在司中令請如件、

(中略)

以前經論疏等、附廻使舍人海犬甘連広主、

令請如件、以移、

景雲二年潤六月三日主典阿刀造

少判官志斐連

案主上村主馬養

④神護景雲二年一〇月九日「造東大寺司牒」(一七一―一六〇七、続々修一七一―八裏14)

造東大寺司牒 奉写一切經司

合目錄玖箇卷

一卷内堂經錄 二卷寮一切經錄上下

四卷圖書寮經錄之中一卷論疏之

一卷水主内親王經錄 一卷審詳師錄

牒、件目錄等、依今月五日牒旨、附廻使田広吉、<sup>辺</sup>

令請如件、故牒、

神護景雲二年十月九日主典正六位上建部広足

少判官正六位上志斐連「麻呂」

件経等有軸无帙 審詳師録 水主内親王録己上黄紙黄標白木花軸  
圖書目錄四卷 三卷□頂軸 一卷□

以上の四点では、いずれも同一史料上に「(圖書)寮経」と「(圖書)寮一切経」が並記されている。なかでも④で、両者それぞれに目録が存在したことが明らかとなる。これらから、圖書寮に關係する經典群に、寮経と寮一切経の二グループがあることは明らかである。では、この両グループは、それぞれどのような經典群か。また、両者の關係はいかがか。寮経は別稿<sup>4)</sup>で検討することとして、本稿では寮一切経をとりあげる。

この寮一切経は、いつごろから史料に見えるのか。この点の確認からはじめよう。①と④の他に、寮一切経關係の史料として、さらにつきの三点がある。文書名、出典、寮一切経に關する記載の必要部分のみをあげよう。

⑤「奉写経所本経論奉請并借充帳」天平宝字八年三月二日の項(一六一四三三、続々修一七七一七裏21)

八十花嚴経初帙十卷 黄紙及表綺帶朱軸有印寮一切経内

⑥天平宝字八年二月一日「奉写御執経所請経文」(一六一四五三、四、続々修一七七一四23、24)

三千仏名経三卷 八仏名号経

右、二部四卷、寮一切経内 黄紙及表綺帶朱軸有印

⑦神護景雲元年九月二六日「造東大寺司請経文案」(一七一〇九、一〇、続々修一七七一七28)

注維摩詰経六卷 注楞伽経七卷 己上並黄紙及表  
綺帶朱軸有印

右十三卷、寮一切経之内

管見にはいった寮一切経關係の史料は、以上の合計七点である。このうち、①のみに年紀がない。①の背面は「後一切経料雑物納帳」の一部(一七一四二九、三二、2行目、続々修二一六7)である。こちらが第二次文書であるから、①の時期は、第二次文書が作成される以前となる。ところが、この帳簿は、日付ごとに書き継がれたも

のか、それとも何度かに分けて写されたものか、判然としない。書き継ぎとすると、第六紙には天平宝字四年一月六日条前半まで、第七紙は同六日条後半からの部分が記されているから、第七紙が使用された時期は、天平宝字四年一月はじめごろのはずである。また、写しとすると、この帳簿の終わる天平宝字五年五月ごろ以前とということになる。

以上によると、①の時期は、天平宝字四年一月ごろ以前、または天平宝字五年五月ごろ以前である。この結果を、②③④の年紀と比べると明らかのように、①こそが寮一切経の初見史料なのである。

さて、①で注意すべきは、「檢欠」「入」「勘出」「可加」「可除」などの文字である。これらからみて、①は、寮一切経・寮経・内堂経の三群に属する経巻を勘検し、他に混入している經典をもとの所属にもどす作業を行った際のメモとみられる。「小乘賢聖集」などの注記と部巻数に注目すると、つぎのように整理できる。

- 〔欠失〕 (ア)寮一切経・一・寮一 計五卷(うち二卷は小乗律)
- 〔移動〕 (イ)内 ↓寮一 阿弥陀経二卷(大乘経) (キ)寮一切経↓寮 一部四卷 小乘賢聖集
- (ウ)寮経 ↓ 一部一巻 (ク) ↓寮 二巻 小乗経疏
- (エ) ↓内堂 四巻 (ケ)寮 ↓一切経 一部一巻 小乗律
- (オ)内堂 ↓ 一巻 小乗経 (コ)内堂 ↓寮 一部一巻 小乗経
- (カ) ↓内堂 三巻 賢聖集 (サ)寮 ↓一切経 一部一巻 大乘経

これによれば、「寮一」「一」などが寮一切経の、「寮」が寮経の略であることがわかる。(ケ)(サ)の「一切経」も寮一切経であろう。「内堂」は、④の「内堂経緑」や「可留東寺内堂経」(五一四四二)などとある内堂経のことである。(イ)(キ)(ク)(サ)は、内容と部巻数の一致から問題ないが、(ウ)(カ)(ク)については、加除の関係がはっきりしない。

しかし、①はたんなるメモであって、厳密な調書ではないので、三群いずれかの書き落としてであろう。

①～⑦によると、寮一切経には、

A (イ)阿弥陀経 (フ)小乗律 (サ)大乘経 D 八十花嚴経初帙十卷

B 楞伽経一部四卷 E 三千仏名経三卷 八仏名号経

C 最勝王経一部 F 注維摩詰経六卷 注楞伽経七卷

などが含まれていた。A (イ)(サ)、B～Fはいずれも大乘経である。また、大乘経、大乘論、小乗経、小乗論、疏章賢聖集伝がみえない。しかし、大乘経と小乗律だけの一切経というのも奇妙であるから、寮一切経には、すくなくとも大小乗経律は含まれていたとみてよからう。

①は、造寺司写経所の帳簿に二次利用されているので、この勘検もそこで行われたはずである。①～⑦によると、寮一切経は、初見以来一貫して造寺司写経所のもとにあったことがわかる。むしろ造寺司写経所に存在するようになったから、正倉院文書に姿をみせるようになったのだと考えたほうがよい。これによれば、この勘検は某所から造寺司写経所への移動を契機に行われたのであろう。すなわち、移動は①のころに行われたと考えられる。では、寮一切経はどこから移されてきたのか。この点は、のちに検討したい。

①～⑦のうち、寮一切経の体裁を記しているのは、③⑤⑥⑦の四点である。この四点には、共通して「黄紙及表綺帯朱軸有印」とある。これが寮一切経の標準的な形状なのであろう。ただし、②では、寮経については「有印」と記すのに対して、寮一切経には何も注記していない。この場合、寮一切経に属する楞伽経には印が押されていないと解される。これによれば、寮一切経の中には、無印のものも無いわけではなかったことになる。

以上、寮一切経について検討してきたが、この経巻群は、どのような素性もち、なぜ図書寮に存在したので



あろうか。節を改めて検討したい。

三 藤原豊成所蔵経

つぎの「造東大寺司牒」(五一四九六〜七、続修別集三八八)は、きわめて興味深い内容をもっている。

⑧造東大寺司牒 図書寮

合経律論二千九百卅五卷 目錄二卷

大乘経一千九十八卷 律卅四卷 論二百卅一卷

小乗経五百廿五卷 律三百廿二卷 論七百十五卷

納柴辛櫃八合別居白木机各着布綱二条 鑊子六具備匙

以前、今右大臣任太宰員外帥時、以天平勝宝九歳八月四

日、件経等献内裏、乃中務省、依從三位中納言藤原朝臣

然依仲万呂天平宝字三年九月十八日宣、以十九日奉

同月五日宣、以同日令奉請於聖證尼之也、以同日得返抄云、

故京職宅返抄、其返抄署隱伎国日從六位下日下部乙

万呂、今依寮今月十四日牒、顕注如件、故牒、

天平宝字八年十月十四日主典志斐連

判官外從五位下美努連

この史料は、図書寮あての造東大寺司牒の控えである。藤原豊成が内裏に献じた経巻と目錄(以下、豊成経と

称する)の動きについて、難解であるが、豊富な内容を含む。これによると、豊成経は、造東大寺司に存在する分だけで全二九三五巻に達し、目録二巻が付属する。内容的には大小乗経律論にまたがり、漆塗の辛櫃八合に納められている。各辛櫃は、それぞれ白木机の上に置かれ、布綱二条で固定されていた。このように、豊成経は全体で一つのまとまりをなしている。したがって、これを一切経と理解してさしつかえない。

さて、⑧の本文部分については、東野治之氏の見解がある<sup>5)</sup>。いま、必要な限りでそれを整理すると、つぎのごとくである。(a)行間書き込みは、その冒頭の位置に挿入さるべきである。(b)豊成経は内裏↓東大寺↓聖證尼と移動し、聖證尼のところに移ったのは天平宝字三年(七五九)九月のことである。(c)聖證尼からは、聖證尼側の返抄でなく、故京職宅の返抄が提出された。そのため、特に返抄冒頭の文句と署名者が記された。

以上の東野氏の見解は妥当であるので、以下これによって検討を進めたい。この⑧でわたくしが注目したいのは、他でもない図書寮が、造東大寺司あてに牒を発して、豊成経の移動や返抄について問い合わせた点である。東野氏はこの点を問題にしていないが、なぜ図書寮は豊成経に対して関心をもったのか。その関心には根拠があったから、造東大寺司は⑧のような回答を寄せたのである。その根拠とは何か。

図書寮が問い合わせを行った天平宝字八年一〇月一四日は、いうまでもなく藤原仲麻呂の乱の直後である。故京職が、東野氏の推測するように藤原麻呂とすると、聖證尼の返抄のかわりに故京職宅の返抄が発せられたのであるから、聖證尼は藤原氏にごく近い存在であると推定される。図書寮は、乱後に仲麻呂宅で経巻の搜索が行われたことから、聖證尼と藤原氏との関係を通じて、豊成経の一部が仲麻呂周辺に移動しているのではないかと憶測した。そして、乱による経巻の散逸を心配して、豊成経の移動の事情と、造東大寺司に現存する豊成経の巻数内訳を問うたのではないか。

以上からすると、図書寮が豊成経に関心を払ったのは、豊成経が図書寮に所属していたからではないか。⑧によると、藤原豊成から天平勝宝九歳（七五七）八月四日に内裏に献じられた豊成経は、「乃中務省、依従三位中納言藤原朝臣同月五日宣、以同日令奉此寺」とあるように、その翌日の中納言藤原永手の宣にもとづいて、中務省が東大寺に奉っている。ここで注意すべきは、東大寺への奉請の主体が中務省であることである。内裏に献じられた豊成経を、中務省が東大寺に奉請したのは、中務省が、内典の管理を職掌の一つとする図書寮の管轄官庁であったためであろう。すなわち、内裏に献じられた豊成経は、すぐさま図書寮に所属することになったと考えられる。

⑧によると、豊成経は、東野氏もいうように、藤原豊成↓内裏↓東大寺↓聖證尼と移動した。この移動を造東大寺司が図書寮に報告しているから、その後、豊成経は聖證尼から東大寺をへて造東大寺司へと動いたことになる。しかし、このような豊成経の移動は、保管場所と管理者の一時的移動であって、所有者の変更とみるべきではない。

豊成経の所有者は、藤原豊成から内裏すなわち天皇に移動しただけであり、図書寮は、中務省の監督を受けながら、いまや天皇の所有する経巻となった豊成経を管理した（上級の管理者）。東大寺・聖證尼・造東大寺司は、本来図書寮の管理する豊成経を、一時的に借り出したと理解される。その間の管理責任が借り出し側にあるのは当然である（下級の管理者）。上級管理者たる図書寮が、貸し出し先の造東大寺司に対して、豊成経の安否を問い合わせ、下級の一時的管理者たる造東大寺司が、⑧によって回答するのは、当然のことである。

#### 四 兵部卿尊御所一切経

前節では、藤原豊成が所蔵していた一切経について検討した。そこで想起されるのが、つぎの「写一切経所解」(八一―一六三)四、続々修三一―二七)である。

#### ⑨ 写一切経所解

先残調紙五千一百五十九張

雑用八百八十張

今残四千二百七十九張

(中略)

五十枚 為進写兵部卿尊御所一切経目録料

(中略)

天平十五年正月九日高屋赤麻呂

これによると、天平一五年(七四三)正月ごろに、調紙の残のうち五〇枚を転用して「兵部卿尊御所一切経目録」が写されている。五〇紙は、当時の経巻の長さなどを参照すると、二、三巻程度とみてよからう。

当時の兵部卿は、大日古も注すように、藤原豊成である。当時彼は一切経を所持していた。この「目録」を備えた「兵部卿尊御所一切経」(以下、兵部卿経)とは、どのような一切経であろうか。これと関係する可能性のある史料として、つぎの三点がある。これらには「兵部卿宅」や「兵」と注記する経巻がみえる。

- ⑩ 「写一切経所請経帳」(八一―一六五)六、続々修一六一―四三) ⑪ 「可請本経目録」(二二―二二〇)―二二六、僧上所請経合四卷 続々修一四一―四一)四)

涅槃経第四帙第一 阿弥陀経一卷

大乘四宝経一卷 宝積経論二卷

十五年三月十一月赤万呂

可請兵部卿宅

根本薩婆多部律撰廿卷

僧祇律第三帙第十卷 四分律欠十卷第三

(下略)

⑩「闕経目録」(八一―三二)二、続々修一四―四五)

「欠経」(端書)

(中略)

涅槃経第四帙第一卷「請僧上所」

摩訶僧祇律四十卷欠第三帙

(中略)

右十六部、並帙卷数不足、仍頭注如前、

天平十四年十月廿二日高屋赤麻呂

「可請本紙経」(端裏書)

可請本経 大乘

(中略)

兵 金剛般若論二卷无着并造

(中略)

兵 根本薩婆多部律撰二十或十四卷

(下略)

このうち、⑩の「兵部卿」に関する部分の年紀は不明だが、同一紙上に天平一五年三月とあるので、そのころのものとみてよからう。そうすると、⑩の兵部卿は藤原豊成である。では、⑩と⑫にみえる経巻は、藤原豊成とどのような関係にあるのであろうか。

⑩によると、「摩訶僧祇律」は第三帙一〇巻が、「四分律」は一〇巻分が欠けていた。⑩の「僧祇律」と「四分律」が⑩の欠本部分にあたることは明らかである。すなわち⑩の「兵」は「兵部卿宅」のことである。また、⑩の「根本薩婆多部律撰」は、⑫のそれにあたりとみられる。ところが、⑩と欠本状態が同じ両律が「納櫃本経檢定并出入帳」にみえる（二四—一九四、七、後掲⑬）。この帳簿は、五月一日経を納めた各櫃ごとに、経巻の出し入れを記録した「櫃記」<sup>9)</sup>である。したがって、⑩と⑩の両律は、本来一セットで五月一日経に属するものなのである。このことは、⑩⑩の「涅槃経」についてもいい得る。

⑩は、天平十四年一〇月時点で、金光明寺写経所がそこに存在しない経巻を調査して列挙したものである。写経所は、これにもとづいて各経の所在調査を行い、判明した分について返還を要求した。⑫はこれに関するものであろう。⑩は、これを受けて写経所が「僧上」と「兵部卿宅」に対して返還請求したことのメモである。⑩の「請僧上所」「兵」の異筆注記は、これに関わるものであろう。<sup>10)</sup>

以上によると、⑩⑫に兵部卿藤原豊成と関係してみえる根本薩婆多部律撰・摩訶僧祇律・四分律（以上、小乗律）・金剛般若論（大乘論）などの経巻は、五月一日経に属するものなのである。このことは、兵部卿経の性格に重要な示唆を与える。すなわち、兵部卿経の少なくとも一部分は、五月一日経を本経としたと推定できるからである。しかしながら、兵部卿経のすべてがそうであったとはいえない。なぜなら、⑨に明らかのように、金光明寺写経所が兵部卿経の目録を、天平一五年一月ごろに写しているからである。

これは、同年五月から、五月一日経の書写対象を『開元釈教録』所載以外の経巻（主に律論疏章集伝）に拡大するのに備えて、兵部卿経の全貌を把握しようとしたものである。もし兵部卿経のすべてが五月一日経を本経としていたならば、この拡大に兵部卿経の目録は、なんの役にもたたないはずである。したがって、兵部卿経の

なかには、この時点までに写された五月一日経には含まれていない経巻があったにちがいない。

兵部卿宅が貸し出しを要求したのは、そこで行われていた写経事業の本経として用いるためであろう。したがって、これらをもとにして写したものが、藤原豊成のもとにはあったはずである。これらの経巻が兵部卿宅に貸し出されたのはいつか。①の天平一四年一〇月の時点で、すでに写経所がないのであるから、これをさかのぼることになる。そのころ、兵部卿宅では写経事業が行われていたと考えられる。

兵部卿経に關係する史料には、さらにつぎのようなものがある。

⑬「納櫃本経検定并出入帳」(二四一―一六六、一七二、一八八、一九六、続々修一五―二12、同一五―三一、17) 一二―一九8、9)

〔3櫃〕

⑭「応写疏本勘定目録」(二二―一二―一六、続々修  
 応写章疏等 且勘定夾名進上如左、但莫知他人、智愷  
 等之所視也

九月廿三日◇請中納言宅、宝星陀羅尼經一帙十卷「赤万呂」

(中略)

〔5櫃〕「七月廿九日納了」

◇法花疏一部五卷元暁師述 在右大臣殿書中

九月廿三日◇請中納言宅、宝星陀羅尼經一帙

(中略)

◇九色鹿經一卷「七月廿九日納了」「赤万呂」

◇梵網經疏一部元暁師述在右大臣殿書中又在栄俊師所

〔8櫃〕

(中略)

九月廿三日◇請中納言宅、◇法花論二卷◇宝髻經論

◇拈經疏一部五卷元暁師述在薬師寺及右大臣殿書中

一卷「七月廿九日納了」「赤万呂」

(中略)

(中略)

◇瑜伽論抄一部 元暁師述在右大臣殿及宝業師所  
 又在栄俊師所

十月五日◇出論廿卷◇帙二枚並請中納言宅「赤万呂」

⑮「応請疏本目録」(二二―一七―二一、続々修二二―

「七月廿九日納了」

九1―3)

〔11櫃〕

◇十六年潤正月八日出四分律五十卷 帙五 受安寛師

◇十八年四月三日出摩訶僧祇律三帙 卅卷 第一帙第二帙第三帙 每着帙并占 〔四月

四帙欠第三帙  
十七日返納了〕

〔前略〕

右大臣殿

法花經疏一部五卷 元暁師 菩提經疏一部五卷 元暁師  
瑜伽抄一部五卷 元暁師 梵網經疏一部 元暁師述

〔後略〕

⑬は櫃記で、五、四、八櫃の五月一日経の中から、宝星陀羅尼經、九色鹿經、法花論、宝髻經論、論二〇卷などの経巻を、天平一五年の九、一〇月に中納言宅に貸し出した記録で、七月二九日（おそらく天平一六年）に返納した旨の追記がある（十一櫃の記載は、⑩⑪と関連してあげたもの）。時の中納言は、巨勢奈弓麻呂と藤原豊成の二人であるが、経巻との深い関わりからみて、藤原豊成とみてよい。これらの経巻が中納言宅に貸し出された理由は記されていないが、おそらく写経事業の本経とするためであろう。

ところで、兵部卿経の目録が金光明寺写経所で写されたのは、⑨の天平一五年正月ごろであった。したがって、目録はそれ以前にできている。⑬の貸し出しは、天平一五年九、一〇月のことであるから、豊成宅では、兵部卿経の目録が作成された後にも、写経事業が行われていたことになる。

つぎに、⑭は冒頭に「応写章疏等」とあるように、五月一日経の本経の所在調査結果を列挙したもので、⑮はこれを所在別に整理したものである。⑭⑮はともに年紀を欠くが、天平勝宝三年に類収する大日古の見解は妥当である。これによると、天平勝宝三年ごろ、「右大臣殿書」には、法花經疏、菩提經疏、瑜伽抄、梵網經疏などの



疏が含まれていたことがわかる。天平勝宝三年当時の右大臣は藤原豊成であるから、当時、彼はこれらの疏類を所蔵していたのである。写経による入手か、他のルートによるものかは明らかでない。

以上の⑬～⑮によると、天平一五年正月以前に兵部卿経の目録が作成された後も、藤原豊成の所蔵経は増加を続け、疏を含むに至ったようである。すなわち、藤原豊成の所蔵経は、目録によってくられる兵部卿経と、目録作成以後に増加したそれ以外の部分からなっていたのである。

##### 五 図書寮一切経・藤原豊成所蔵経・兵部卿尊御所一切経―むすび―

これまで、図書寮一切経（寮一切経）、藤原豊成所蔵経（豊成経）、兵部卿尊御所一切経（兵部卿経）について検討してきた。では、これらはどのような関係にあるのであろうか。

まず、兵部卿経は豊成経に直結するであろう。第一に、ともに藤原豊成が所蔵する経巻であること、第二に、兵部卿経は一切経と明記されているが、豊成経も一切経とみてさしつかえないこと、第三に、兵部卿経に属することがわかる経巻は、大乘論と小乗律であるが、これは豊成経の構成と齟齬しないこと、第四に、兵部卿経の目録の巻数は、二、三巻と推定されるのに対して、豊成経のそれは二巻で、同じか近いこと、などがその理由である。

前節で明らかにしたように、藤原豊成の所蔵経巻は、兵部卿経の目録が作成された後も増えつづけ、天平勝宝三年ごろには疏にも及んでいた。豊成経は、そのまま兵部卿経に相当するものか、それとも兵部卿経目録作成以後の増加経巻のうち、大小乗経律論に属するものを組み入れたものなのか、にわかに決めがたい。しかし、⑬によって知られる増加経巻が、法花論・宝髻経論（以上、大乘論）・宝星陀羅尼経・九色鹿経（以上、大乘経）と、大

乗経論であることからみて、後者の可能性を想定しておきたい。すなわち、豊成経は、兵部卿経を中心として形成された一切経であろう。

では、豊成経と寮一切経とは、どのような関係にあるのであろうか。豊成経は大小乗経律論からなり、目録二巻が付属していた。これに対して、寮一切経には大乘経・小乗律が含まれることが確認され、寮一切経録は二巻であることがわかる。これらの点は、相互に矛盾しない。また、右述のように、豊成経は、兵部卿経を中心として形成された一切経であるので、両者の巻数・内容は同じではない。したがって、豊成経のことを兵部卿経と呼ぶのはふさわしくない。かかる豊成経を、管理者の名を取って「図書寮一切経」と称することは大いに有りうるであろう。以上によると、兵部卿経を中心として形成された豊成経が、寮一切経に相当する可能性は、かなり高いといえる。

ようやくここに至って、第三、四節で明らかにしてきた豊成経・兵部卿経のことを、寮一切経のこととして論じることができることとなった。第二節で保留した、造寺司以前における所在は、⑧によって東大寺であるといえる。東大寺は、聖證尼から戻されたのである。造寺司に移された時期は、①の天平宝字四、五年ごろだったことになる。また、寮一切経は「黄紙及表綺帯朱軸有印」が標準的な体裁であるが、なかには無印のものもあって、形状が必ずしも統一されていない。これは、兵部卿経に属していた経巻がこの標準的体裁をしており、その後の増加経巻に無印のものがあったと理解したい。

別稿では、図書寮の管理する経巻とは、しだいに増加していくものであることを明らかにした。この観点に立つと、豊成経が図書寮の管理する経巻となったことは、この増加の一環ととらえることができる。しかし、豊成経は、図書寮の管理下に入ったのちも、図書寮一切経というまとまりを図書寮において保ちつづけた。そのまと

まりが解消して、他の図書寮下の経巻の中に吸収されることはなかった。これは、豊成経がもともとそれ自体で一切経の体裁をもっていたためにほかならない。

寮一切経は、兵部卿経の時代から、五月一日経とは異なる部分を含んでいた。このことが、寮一切経の一部が景雲経の勘経テキストとして使用された最大の理由である。景雲経の勘経には、寮一切経のほか、寮経・五月一日経・水主内親王経・審詳師経・内堂経その他がテキストとして用いられた。五月一日経の勘経に比べて、多くのテキストが動員されている。このことは、景雲経にあらゆる経巻の長所を凝集せんとしたことを意味する。景雲経の勘経は、五月一日経を凌駕する権威を景雲経に付与せんとするものであったといえよう。寮一切経は、かかる重要な勘経に寄与した経巻群であったのである。

注

- (1) 宮崎健司「光明皇后発願五月一日経の勘経について」(『尋源』四一・四二合併号、一九九二年一月)、大平聡「五月一日経の勘経と内裏・法華寺」(『宮城学院女子大学キリスト教文化研究所研究年報』二六、一九九三年三月)、同「天平勝宝八年の遣唐使と五月一日経」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、一九九三年九月)、山下有美「勅旨写一切経所について―皇后宮職系統写経機構の性格―」(『正倉院文書研究』四、一九九六年十一月)。

- (2) 栄原「内裏における勘経事業―景雲経と奉写御執経所・奉写一切経司―」(門脇禎二編『日本古代国家の展開』下、思文閣出版、一九九五年十一月)、同「写御書所と奉写御執経所」(『続日本紀研究』三〇〇、一九九六年三月)。

(3) 写真版の紙番号には誤りがある。

(4) 栄原「凶書寮経の構成と展開」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』、思文閣出版、一九九七年五月刊行予定)。以下、別稿とはこの論文をいう。

(5) 東野治之「天平宝字八年造東大寺司牒の「故京職宅返抄」」(『日本歴史』五七九、一九九六年八月)。

(6) 『日本古代人名辞典』藤原朝臣永手の項では、彼が「豊成が内裏に献じた経律論を、聖証尼所に奉請せしむべく宣した」とする。これは行間書き込みを無視した結果で、聖証尼所の部分は東大寺とすべきである。

(7) 一、二つけ加える。(a)について、行間書き込みの上方がしだいに左に傾いていることは、先頭部分が左行の挿入箇所から書きはじめられたことを示す。書き込みの末尾が「奉」で挿入箇所のつぎが「請」であることも、これを支持する。(c)について、聖証尼からの返抄の冒頭と署名者は、造東大寺司が凶書寮に報告したことである。このことは、⑧の時点で故京職宅の返抄が造東大寺司に存在したことを意味する。これは、聖証尼から故京職宅の返抄が東大寺に送られ、東大寺から造東大寺司に移送されたと考えれば説明がつく。

(8) 藤原豊成がこのポストにあったことが確認できる最初は、天平九年一二月に彼が兵部卿として参議に任命されたときである。前任者の藤原麻呂は、同年七月一三日に現職のまま没しているので、おそらくその後まもなく就任したのであろう。また、兵部卿在任の終見は、天平一五年五月五日の中納言任命時である。その就任とともに兵部卿を辞したのであろう(以上、史料は『続日本紀』)。これによると、⑩の兵部卿は藤原豊成である。

(9) 「檀記」については、注1山下有美論文を参照のこと。

- (10) 根本薩婆多部律撰の書写については、皆川完一「光明皇后発願五月一日経の書写について」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上巻、吉川弘文館、一九六二年九月)を参照のこと。
- (11) 注10皆川完一論文によった。